

【研究ノート】

## 文化政策の潮流と社会包摂型文化芸術事業の実践 —実践活動と政策形成の架橋に向けて—

古賀 弥生

### 要約

社会包摂型文化芸術活動については、国レベルでは福祉政策と文化政策の連携により障害者を対象とした分野で進展が見られるが、本来「すべての人々」が対象であるべきであるにも関わらず現状は限定的である。自治体レベルの例として福岡市における文化政策及び福祉政策領域における社会包摂と文化芸術に関わる取り組みを見ると、対象者の限定に加え民間依存の弊害、福祉から文化芸術に対する関心の薄さが浮き彫りになる。本稿では、福岡市内で筆者が関わる社会包摂型文化芸術事業の事例を踏まえ、民間事業者の取り組みに対する行政の側面支援や端的なエビデンスの必要性など、政策と実践活動の架橋に必要な要件を検討した。

Keywords : 社会包摂と文化芸術, 共生社会, 文化政策, 福祉政策

### 1. はじめに

わが国の文化政策の領域においては、ここ数年の間に進められた法制度の整備、東京オリンピック・パラリンピックの開催（2021年）を契機とした各種取り組みのなかで、文化芸術の力を社会経済活動に活用する流れが明確になっている。その背景では文化芸術が生み出す価値を文化芸術活動に再投資することで国を豊かにするという考え方がとられている。経済的な側面への偏りが指摘されることもあるものの、国や自治体による文化行政の面では「社会包摂」という用語が一般的となるなど、国民生活に関わる文化芸術のありようへの認識は拡大している。さらに、「社会包摂」という言葉のほかに「共生社会」という用語も法律の文言にとり入れられ、また近年は主に医療分野で広がった「社会的処方」の文化芸術分野との関連性も注目され、福祉政策分野においても文化芸術に関わる取り組みが広がっているところである。

このような状況のなか、筆者は福岡市内で行われている社会包摂型文化芸術事業の企画運営や成果検証に関わる複数の機会を得てきた。現場での実践活動を支え、その成果を広く伝える役割を担ってきたが、事例を積み重ねることのみならず、次のステップへとつなげるために、実践活動から政策形成に向かう流れを作り出す必要性を感じるようになった。というのも、福岡市内における社会包摂型文化芸術に関する実践活動はすでにいくつも展開されているが、財源確保など継続的な活動を支える環境が整備されていない。官民協働による社会課題の解決に向けて、行政のより積極的な関わりが必要ではないか、との問題意識がある。

本稿では、社会包摂型文化芸術活動に関わる国と福岡市の法や制度の現状について、文化政

策領域と福祉政策領域の両面から整理を行ったうえで、福岡市内で展開されている活動の事例とその運営に関わる実態に触れ、実践活動から見える福岡市の課題をまとめる。これによって、福岡市のみならず、全国的な社会包摂に関する文化芸術活動が進展するための環境整備の一助となることを目指すものである。

## 2. わが国の文化政策の近年における潮流<sup>1</sup>

国レベルの文化政策分野では、2001年の「文化芸術振興基本法」制定が大きな契機となり、自治体文化振興条例等の制定が促進された。また、同法によって「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」と「文化権」が位置づけられたことも意義があった。

その後、2011年の東日本大震災を経て文化ホール等の役割や機能を明示する「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（以下、劇場法）が2012年に制定され、これを受けて翌2013年に「劇場、音楽堂等の活性化のための取組に関する指針」（以下、劇場法指針）も示された（文部科学省告示第60号）。

さらに2017年には「文化芸術振興基本法」が改正されて「文化芸術基本法」となる。この改正を受け、2018年には「文化芸術推進基本計画（第1期）」が閣議決定されている。

また同じく2017年に文化庁と内閣府により「文化経済戦略」も策定され、2020年には「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（「文化観光推進法」）が成立するなど、文化芸術を経済と結び付けて振興する方向性が顕著になっている。

### 2.1. 法制度の背景にある社会包摂の考え方

「文化芸術基本法」では「文化芸術振興基本法」からの改正趣旨が次の2点にまとめられている。

（改正趣旨）1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと 2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること<sup>2</sup>

ここでは、文化芸術が社会のさまざまな領域でその力を発揮するものであることを明記した改正趣旨1に着目したい。この趣旨は、文化芸術に関わる基本的な施策をまとめた「文化芸術推進基本計画（第1期）」（以下、第1期計画）にも生かされている。例えば、第1期計画に定められた「目標3心豊かで多様性のある社会」では「文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加

---

<sup>1</sup> 本稿では多くの法令や行政による計画等を取りあげるが、文末の参考文献にまとめて掲載している。また本稿でとりあげたサイトのURLはすべて2022年2月16日現在で確認した。

<sup>2</sup> 法改正の趣旨や概要は以下のサイトに詳細な説明が掲載されている。  
文化庁 / 文化芸術基本法 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/kihon/geijutsu\\_shinko/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/index.html)

する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有している」とされており、人々が生きる社会の基盤に「社会包摂」の考え方があり、そこに文化芸術が一定の役割を果たすものであることが述べられている。

この「社会包摂」の用語は、第1期計画以前の2015年、法改正前の「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」（以下、第4次方針）にも見られる。「(3) 基本的視点公共財・社会包摂の機能・公的支援の必要性」のなかに「文化芸術は、子供・若者や、高齢者、障害者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している」という一文がそれである。

それでは、ここでいう「社会包摂」とは何か。

社会包摂（social inclusion）、または社会的包摂とは、「社会の中で誰も孤立させない」という考え方であり、社会的排除（social exclusion）と対置される概念である。社会的排除という用語は1970年代のフランスで用いられ始め、貧困問題を背景としてヨーロッパで広まったといわれる。社会的排除は、人々が社会に参加することを可能にするさまざまな条件（雇用、住居、諸制度へのアクセス、文化資本、社会的ネットワークなど）の欠如によって、それらの人々の社会参加が阻害されることを指す。つまり、文化へのアクセスを阻害されることも社会的排除にあたる。

社会包摂は社会参加から切断されることによる社会的不利（＝社会的排除）に対置される概念と考えると理解が容易になる。そして、文化権を保障することは社会包摂にも関わることになる<sup>3</sup>。

日本の政策において、福祉領域だけでなく、文化芸術領域で社会包摂がとりあげられた例としては、前述の第4次方針よりもさらに遡り、2013年の劇場法指針がある。その前文には「劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、また、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として、また、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている」との記載があり、文化芸術の多様な「価値」の記載とともに、劇場等が「社会包摂」の機能を有するものであると明記している。

このように、国の文化政策の指針に明記されている「社会包摂」であるが、文化芸術が社会包摂の機能を有することについては明示しているものの、このことを具体的な施策に生かすためにどのような取り組みを行うべきか、という点については、明確化されているとはいえない。

---

<sup>3</sup> 社会（的）包摂/排除の概念については福原（2008）、榊原（2016）等を参考にまとめている。

例えば、第1期計画に述べられている社会包摂に関わる戦略は、障害者等にとってのバリアを排する方向（例：日本語字幕、音声ガイドなど）が主な取り組みとして記載されている。また、障害者と文化芸術活動については、これを促進するようやや踏み込んだ記述があるが、高齢者、外国人などすべての人を対象とした取り組みについては記述に具体性を欠く。具体的な施策でも、障害者については文化庁が2019年度から「障害者等による文化芸術活動推進事業」で障害者等による鑑賞の機会や創造の機会の拡大、作品等を発表する機会の創出などを図る取り組みを行う団体に事業を委託しているが、「子ども」を除けば、対象者が障害者に限定されている。

しかしながら、社会包摂は共生社会、社会的処方考え方も親和性があり、すべての人々に関わるものである。

「共生社会」とはなにか。「共生学」の構築を目指す大阪大学人間科学研究科共生学系の定義によれば、共生とは「民族、言語、宗教、国籍、地域、ジェンダー・セクシュアリティ、世代、病気・障がい等をふくむ、さまざまな違いを有する人々が、それぞれの文化やアイデンティティの多元性を互いに認め合い、対等な関係を築きながら、ともに生きる」ことを意味する<sup>4</sup>。これによれば、障害者のみならず「さまざまな違いを有する人々」つまり「すべての人々」が構成する社会が「共生社会」である、と理解できる。このような「違いを認め合う」取り組みに関して、文化芸術活動がその一翼を担うことができるのである。

さらに「社会的処方」とは、「人とのつながりが無い＝社会的孤立」を解決する方法の一つとして近年注目されているもので、医療的なケアだけでは解決できない、ある人が抱える問題を地域における多様な活動とマッチングすることで支援する考え方である。例えば、「眠れない」と訴える人に医師ができることは睡眠薬の処方かもしれないが、その人のニーズや好みに合わせた地域活動を紹介することで、本人がよりよく生きられる場合もある。このような地域活動にはダンス、音楽、絵画など文化芸術分野のサークル活動も含まれ、文化芸術も社会的処方の一隅を担うものであると考えられる<sup>5</sup>。

社会的処方も共生社会と同様、障害者、高齢者など、特定の対象を中心に置くものではなく、「すべての人々」が対象となるものである。近似する概念である社会包摂について、障害者を主な対象とした文化芸術施策に偏る現状は、今後、方向を修正するべきであろう。

## 2.2. 福祉政策領域からのアプローチ

前節で述べたように、文化芸術領域での国の施策において、社会包摂の取り組みは障害者を主な対象と想定したものである。一方、障害者に関わる政策を総合的に推進する福祉政策の領域では、文化芸術についてどのように扱っているのか。

---

<sup>4</sup> 大阪大学人間科学研究科共生学系 HP トップページ (<http://kyosei.hus.osaka-u.ac.jp/>) 参照。

<sup>5</sup> 社会的処方については西（2020）を参考にしている。

厚生労働省のホームページでは、「障害者福祉」のページの「施策情報」に障害者関連の多くの施策が並んでいるが、その一つに「障害者の芸術文化活動」が盛り込まれている。「障害者の芸術文化活動」のページでは、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び基本的な計画」と法や計画に基づく具体的な施策として展開されている「障害者芸術文化活動普及支援事業」の情報が掲載されている。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（障害者文化芸術活動推進法）は2018年に施行され、翌2019年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（障害者文化芸術活動推進基本計画）が策定されている。厚生労働省のサイトでは「障害者の芸術文化活動」とされているが、法や計画の名称では「文化芸術活動」という、一見奇妙な現象が生じている。「文化芸術」というのは文化庁独特の呼称であることから、障害者福祉を担当する厚生労働省と文化庁の連携によって展開されていることが垣間見えるが、実際に計画は文化庁と厚生労働省がともに策定した形になっている。

障害者文化芸術活動推進法は、「文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす」ことから、文化芸術基本法と障害者基本法の基本的な概念を踏まえ、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することを目的として施行されており、その基本理念（第3条）は以下の通りである。

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
  - ・障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
  - ・文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

障害者に特化した措置や特別の配慮を求めるといふ、踏み込んだ内容の法が整備された背景には、コロナ禍により1年遅れて2021年に開催された「東京2020パラリンピック競技大会」（以下、東京パラリンピック）に向けた社会情勢の後押しがある。障害者文化芸術活動推進法では財政措置を政府に義務付け（第6条）、基本計画で施策を具体化し（第7条）、地方公共団

体には計画策定を努力義務とする（第8条）など、実行性を高める非常に手厚い規定がなされているのも、パラリンピック開催の「レガシー」<sup>6</sup>であると評価できよう。

また、障害者文化芸術活動推進基本計画では、「障害者による文化芸術活動推進に当たっての意義と課題」を「障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与する」としており、「共生社会」というキーワードを用いている。さらに、具体的な施策のよりどころとなる「基本的な方針」では以下の三つの視点を提示している。

視点1) 障害者による文化芸術活動の幅広い促進

視点2) 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

視点3) 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

このような基本的な考えに基づく具体的な施策は、「全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の普及を支援する」という大規模なものである。その内容は以下のようなもので、従来の文化芸術領域の施策とは比較にならないほど手厚い。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援（都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等）【支援センター】
- (2) ブロックレベルにおける広域支援（都道府県の支援センターへの支援、地方自治体の基本計画策定支援、ブロック研修等）【広域センター】
- (3) 全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）【連携事務局】

その実施主体と国庫補助率は（1）の都道府県については1/2、（2）（3）は社会福祉法人、NPO法人等を主体として10/10相当の定額とされている。なお、2021年度における障害者の芸術文化活動の支援の推進関連の当初予算額は4.6億円である。

東京パラリンピック開催が契機となった障害者の文化芸術活動の推進事業は、現場レベルでの課題が多くあることと思われるが、少なくとも障害の有無に関わらない人々の交流の機会を

---

<sup>6</sup> 「レガシー」とは、一般的には「遺産」とでも訳される言葉であるが、オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定した後、開催後に残すべき効果や影響を指す用語として使用されている。ここではその流れにそって記載している。

増加させ、障害者と文化芸術の結びつきが社会や地域において当たり前のこととして受け止められる基盤をつくるなどの成果を挙げているといえよう。真の共生社会、社会包摂を目指し、これを「すべての人々」を対象に拡大していくことができないものだろうか。

### 3. 福岡市における社会包摂型文化芸術活動に関する行政の取り組み

ここまで国レベルでの社会包摂等に関わる文化芸術活動に関する法制度、施策を概観してきた。一方、地方自治体ではどうだろうか。一例として政令指定都市である福岡市の状況を整理してみる。

福岡市について、まず文化芸術施策を担当する経済観光文化局文化振興部の取り組みを中心に確認し、さらに地域共生社会に向けた施策を展開する保健福祉局の取り組みを見ていく<sup>7</sup>。

#### 3.1. 「福岡市文化芸術振興計画」と施策の展開

まず、福岡市の文化芸術に関わる近年の動向として、2019年に策定された「福岡市文化芸術振興計画」が挙げられる。福岡市には文化振興条例等、それに類する条例はなく、実質的にこの計画が福岡市の文化振興策を方向付けるものとなる。

福岡市文化芸術振興計画では、「2 策定の背景」に「(1) 社会経済情勢の変化」として「④文化芸術の社会的役割の拡大 東日本大震災、熊本地震、度重なる豪雨災害などにおける復興の過程で、文化芸術が被災者の心の癒しや、地域コミュニティの再生に大きな役割を果たすことが、改めて認識されました。災害という非常時や危機的な状況に対する取り組みだけでなく、様々な社会課題に対して、文化芸術の力を活用してその解決につなげようとする取り組みが広がっています。このような、社会に積極的に関わろうとする文化芸術活動が、人々を巻き込み、より創造的な地域社会の形成につながるとも指摘されます」とある。

また、国の動向や福岡市の文化芸術を取り巻く環境も踏まえて、「3 福岡市の文化芸術政策の課題」には「(1) 市民生活の質の向上に向けた課題」として「②多様性の尊重と共生に向けた社会参加の促進」も盛り込まれ、「文化芸術が持つ力を活かして、障がい<sup>8</sup>の有無、年齢や性別、国籍などに関わらず、誰もが社会参加できる機会をつくっていくことが必要です」と記載されている。

ただし、全体としては『心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり』と『文化芸術が都市の魅力・価値となるまちづくり』を目指し、それらを相互連関させて、『質の高い生活が人と経済活動を呼び込み』、『都市の活力が生活の質を高める』といった好循環を創り出す文化芸術政策

<sup>7</sup> 部局名等はいずれも2021年度現在のものである。

<sup>8</sup> 本稿では「障害」「障害者」と表記しているが、参照した原典が「障がい」「障がい者」としている場合はその表記に合わせている。

を展開します」としていることから、集客装置としての文化芸術の力に着目し、都市の経済的な成長の観点から文化芸術を活用する方向性が強い。

計画では三つの政策目標を掲げており、そのうちの一つ、政策目標1「心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり」の三つの施策方針には「1 すべての人々を対象とした文化芸術の振興」として「③文化芸術による社会参加の促進」が含まれており、社会包摂に関する取り組みも意識されているように思われる。

さらに「5つの重点施策」のなかには「重点施策2 共生社会の実現に向けた社会参加の機会づくり」とあり、共生社会と文化芸術活動との関連性を踏まえたものとなっている。

また、主な取り組みや具体的な施策として、「政策目標①1-③文化芸術による社会参加の促進」については、以下のように述べられている。

- 文化芸術を通じて、誰もが社会参加できる機会を広げていくことで、多様な価値観を認め合える環境の形成、共生社会の実現を図っていきます。
- 障がいのある人の文化芸術活動は、障がいのある人の自己実現や社会参加を促すだけでなく、その活動を通して障がいに対する理解を深め、豊かな社会をつくるきっかけとなります。今後、障がいのある人が文化芸術に触れる機会の創出や文化芸術活動の支援に取り組んでいきます。
- 人生100年時代の到来を見据え、文化芸術による表現活動や交流が、心身の健康や増進に役立つことを踏まえ、高齢者が文化芸術に触れ、また、文化芸術を通じて社会に参加し続けられる機会の創出に取り組んでいきます。

ここでは「誰もが」という表現が見られ、障害者以外にも高齢者に特化した取り組みが記載されている。

また、重点施策2については、「文化芸術は、その体験の機会を通じて、人々が多様な価値観を尊重し、他者との相互理解を進める機能を有しており、年齢や障がいの有無、性別や国籍などに関わらず、誰もが文化芸術を通じて社会参加できる機会をつくっていくことで、共生社会の実現に貢献していきます」とし、主な取り組みとして以下が挙げられている。

- 障がいのある人を対象とした演劇、舞踊等の創作プログラムを行い、障がいのある人の自己実現や社会参加の機会に加え、市民がこうした活動を鑑賞する機会の創出に取り組んでいきます。
- 文化施設や福祉施設等において、障がいのある人が広く文化芸術に触れることができる機会の創出に取り組んでいきます。
- 文化施設や地域の身近な施設において、高齢者を対象とした創作体験プログラムや、地域



の文化財等におけるイベントの実施などを通じて、高齢者の社会参加の機会づくりに取り組んでいきます。

- 上記の取組みについては、福祉施設など関係施設、文化芸術を活かして社会的課題の解決に取り組むNPOや、こうした分野の研究・教育を行う大学等との連携を図りながら推進していきます。

重点施策2については、主な取組み4点のうち2点は障害者対象、ほかは高齢者の社会参加のみで、「誰もが」と言いつつ対象が特定されている印象がある。これに続く「具体的な事業例」は以下のようなものである。

○障がい者の文化芸術活動の推進

- ・障がい者による演劇、ダンス等の創作活動支援事業
- ・障がい者が文化芸術に親しむきっかけをつくるワークショップ
- ・障がい者の作品を広く市民が鑑賞できるアート展

○文化芸術による高齢者の社会参加活動の促進

- ・美術館における作品創作などのワークショップ
- ・公民館における郷土の歴史と文化等の出前講座
- ・地域の福祉施設における陶芸等の創作教室

この内容は障害者と高齢者対象のものばかりで、取組み例の写真も掲載されていることから計画策定時点ですでに実施されている例と思われる。新たな展開は「福祉施設など関係施設、文化芸術を活かして社会的課題の解決に取り組むNPOや、こうした分野の研究・教育を行う大学等との連携」に期待するものなのだろうか。

一方、福岡市における文化芸術事業を担う公益財団法人福岡市文化芸術振興財団（以下、財団）の取組みはどうか。財団では「福岡市文化芸術振興計画の重点施策『共生社会の実現に向けた社会参加の機会づくり』に基づき、障がいのある人を含め全ての人が芸術に触れ、親しむことができる環境づくりをめざして、地域に根付き障がいのある人の芸術活動を推進する団体をはじめ、福岡を拠点に活動するさまざまな分野の表現者とともに演劇公演や特別支援学校へのアーティスト派遣等を行っています」（財団HP）として「社会参加促進事業」を実施している。過去にはNPO法人まると連携した障害者によるアート作品の展覧会や舞台公演、近年は認定NPO法人ニコちゃんの会との連携により「身体的にバラエティあふれる人たちの演劇公演」を実施してきたが、2021年度は、年齢や性別、障害などに関わらない多様な参加者による「対話型」の美術鑑賞会を行うとともに、見える人と見えない人が共にアートを「見る」

取り組みを考える映画の上映会、「対話型鑑賞」と医療・福祉などケアとのつながりに関心を持つ人に向けたオンラインワークショップ、特別支援学校への音楽、ダンスのアーティスト派遣などを事業計画に盛り込んでいる。財団の取り組みは「障がい者の文化芸術活動の推進」から障害の有無を超えた共生社会のあり方を考える方向へのシフトも垣間見えるが、とりあげる課題はいまだ「障害」に限定されている。

### 3.2. 「福岡市保健福祉総合計画」における文化芸術活動の位置づけ

一方、福岡市における福祉政策分野では、市民一人ひとりが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる「健康福祉のまちづくり」の実現に向けて、保健・福祉・医療施策の基本的な理念と方向性をとりまとめた「福岡市保健福祉総合計画」（以下、保健福祉総合計画）が2021年に策定されている。「福祉が充実し、生活の質が高いまち」を実現するため、その具体的な目標像として「2040年のあるべき姿」を示したうえで、その達成に向けた道筋を示す計画である。

この計画は、「地域福祉計画」「健康増進計画」等、福祉の各分野における共通的な事項を取りまとめたものであり、部局を超えて関連する計画として「子ども総合計画」のほか「地域防災計画」「スポーツ振興計画」などが挙げられているが、その中に2019年策定の「文化芸術振興計画」の記載はない。「など」という表記に含まれると理解すべきであろうが、福祉部門から見た文化芸術の位置づけの低さが窺われる。

保健福祉総合計画は「序論」「総論」「各論」「参考資料」から構成され、「各論」は「第1部 地域分野」「第2部 健康・医療分野」「第3部 高齢者分野」「第4部 障がい者分野」と分かれている。

「第1部 地域分野」には「基本目標1 地域福祉活動推進のための基盤づくり」が掲げられ、主な取り組みとして「共生の意識の醸成」が挙げられている。「高齢者や障がいのある人、子ども、外国人などとの関わりあいや学ぶ機会を設けることにより、共に生きる心を育み、支え合う共生の意識の醸成を図ります」との記載から、共生社会への志向と対象が「すべての人々」と想定していることが読み取れる。

また、「第3部 高齢者分野」では「基本目標1 地域包括ケア」で、「高齢者をはじめとして、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、『住まい』『医療』『介護』『予防』『生活支援』の5つの分野のサービスを一体的に提供する『地域包括ケア』を推進し、『地域共生社会』の実現につなげることをめざします」と、「地域共生社会」<sup>9</sup>の用語が記載さ

<sup>9</sup> 「地域共生社会」については、厚生労働省が施策として取り組んでおり、その定義は「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています」（出典：厚生労働省 HP/ 地域共生社会とは <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>）としている。

れている。ただし、具体的な取り組みとしては「地域包括支援センターと各種相談機能の充実」とされ、高齢者福祉分野に特化したものに留まる。

各論のなかで、「文化芸術」の文字が見えるのは唯一、「第4部 障がい者分野」である。「基本目標3 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり」に関連して「(3-2) スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の推進」と記載されている。当然、国の障害者文化芸術活動推進法等の流れを汲んだものと思われるが、その内容は「障害者差別解消法の趣旨に則り、各市立障がい者フレンドホームや福岡市立障がい者スポーツセンターに限らず、あらゆる場所で障がい者の社会参加が進むような支援を行う必要があります」と至極簡素なものに留まる。

福岡市内における社会包摂を志向した文化芸術活動のなかには、次章で触れるようにパーキンソン病患者とのダンス活動や認知症カフェでの芸術ワークショップなど、医療福祉分野で障害者以外の対象者と共に展開されているものもあり、保健福祉総合計画に盛り込まれたさまざまな分野の取り組みに関連づけることが十分可能な例が見られる。しかしながら、こうした取り組みが行政施策には反映されていないのが実情であるといわざるを得ない。

#### 4. 福岡市内における社会包摂型芸術文化事業の実践事例

3. から、福岡市の行政施策における社会包摂に関連する取り組みについて、文化芸術領域では主として障害者関連分野に限定されており、福祉領域では社会包摂と文化芸術の関連性が認識されていないと思われる状況であることがわかった。

この一因は、具体的な実践事例やその意義が知られていないという、実践側からの発信不足に起因するものがあることは認めないわけにいかない。筆者は、福岡市内における社会包摂型文化芸術事業の企画運営や成果検証に関わってきた立場として、発信に努めてきた者であり、毎年、活動報告書等の形でアピールをしてきたが、力不足を痛感する。発信の努力は今後も継続して行うべきであるが、ここではそれ以外に、実践活動の展開にあたっての課題も含めて、筆者が成果検証や実践の場に関するコーディネートに関わった具体的な事例を述べる。

##### 4.1. PDダンス

パーキンソン病患者を対象としたダンス活動については、アメリカ・ニューヨークに拠点を置くマーク・モリス・ダンスグループ（以下、MMDG）の‘Dance for PD’が世界でも早期の取り組みとして知られている。MMDGの‘Dance for PD’は2001年に開始され、パーキンソン病の患者、家族、友人、ケア関係者等を対象としたダンスクラスの開設のほか、ダンス指導者養成にも力を入れている。

福岡市内での実践例として紹介するPDダンスは、MMDGによる指導者養成セミナーを受講し認定指導者となった福岡のダンスアーティスト・マニシア氏が、福岡大学医学部神経内科学

の坪井義夫医師と日本パーキンソン病友の会福岡県支部関係者らの協力を得て、2016年から開始したものである<sup>10</sup>。

福岡市内公共施設や民間スタジオで月に1回90分程度のレッスンとして継続されているほか、同市内のパーキンソン病患者専門高齢者施設で日常的なリハビリ活動として取り入れられている。コロナ禍が広がった2020年からはオンライン（Zoom）でのダンスワークショップ、あるいはスタジオ等での対面による活動とオンラインを組み合わせた手法で行われており、オンラインワークショップを導入したことで、全国のパーキンソン病患者が参加するなど広がりを見せている<sup>11</sup>。

マニシア氏の取り組みは、一般社団法人パラカダンスの協力を得て文化庁の「障害者等による文化芸術活動推進事業（文化芸術による共生社会の推進を含む）」の採択を受け運営されている。ダンスアーティストであるマニシア氏と民間団体であるパラカダンスの努力によって現場を開拓、拡大し、科学的なエビデンスを得るため坪井医師をはじめ研究者との連携も行われている。筆者も成果検証の一端に関わり、参加者へのアンケート調査やヒアリングから、PDダンスの取り組みは身体的機能回復・維持にとどまらず、当事者や家族等の社会生活にも影響を及ぼしていること、加えて舞台での発表活動を行うことにより、パーキンソン病に対する理解を促進する可能性があることを指摘した。こうしたことから、PDダンスは心身の機能が衰え外出にも不自由を感じがちなパーキンソン病患者の社会参加や共生社会の構築につながるものであるといえよう。

この取り組みについては、資金面では上述の文化庁事業として支えられており、人材の面ではパラカダンスによるマネジメントのサポート、マニシア氏の助手を務めるダンサーたち、成果検証や運営協力を行う研究者たちなど幅広い協力が得られている。しかし、文化庁事業は毎年の申請と報告が必要で、継続される保証はない。また、マネジメントを担当するパラカダンスも多くの人材を有するわけではなく、活動の広がりを支えるにはさらに多くの人材をいかに確保するかが課題となっている<sup>12</sup>。

#### 4.2. 市立文化施設による社会包摂型文化芸術事業

福岡市東区の「なみきスクエア」の指定管理者「なみきスクエアみらいネットワーク」（代表企業：(株)JTB）と設置者である福岡市（東区生涯学習推進課）では、社会包摂型文化芸術事業に継続的に取り組んでいる。「フリースクールにおける演劇ワークショップ」と「認知症カフェにおける芸術ワークショップ」がその例である。

<sup>10</sup> 「PDダンス」というネーミングは、月1回のダンス活動参加メンバーの発案により Parkinson's Dance と Perfect Dance のふたつを重ね合わせた造語として使われるようになったものである。

<sup>11</sup> PDダンスの取り組みとその成果検証については、古賀（2019）及び古賀（2021）参照。

<sup>12</sup> この項の執筆は2022年2月8日に行った、マニシア氏及びパラカダンス代表の野中香織氏へのZoomによるインタビューをもとにしている。

なみきスクエアの社会包摂型文化芸術事業は、2017年度までにも福岡市東部療育センターでのダンスワークショップなどの活動が展開されており、2018年度からはフリースクールにおける演劇の活動を開始し、2019年度からはさらに認知症・介護予防に貢献する取り組みへと拡大していった。これらの活動は、いずれもなみきスクエアの館外で実施されているが、同館の自主事業として位置づけられてきた。

事業実施にあたっては、実施の場であるフリースクールや認知症カフェの関係者との接点づくりは東区の担当者（当時）が担い、その後のコーディネート、現場の運営は筆者が依頼を受けて主宰するNPO団体と所属する大学の両方の立場から担ってきた。

以下、この二つの活動について概要を述べる。

#### 4.2.1. フリースクールにおける演劇ワークショップ

この活動は2018年度に福岡市東区内のフリースクール（以下、同スクール）で開始され、同スクールに通う小中学生を対象に実施されてきた。当初の2年間はなみきスクエアが、若者の自立支援施設などで社会包摂的な演劇ワークショップを実施してきた日本劇団協議会に協力を要請し、加盟団体である東京の劇団「秋田雨雀・土方与志記念 青年劇場」から2名のファシリテーターが派遣されていた。2020年度からはファシリテーターを地元・福岡で活動する吉柳佳代子氏が担当し、アシスタント1名と共に年間10回前後のワークショップを実施している。2020年度はコロナ禍の影響が大きく、月1回程度2時間程度の活動頻度や毎回4、5名程度の参加者数の確保も難しい状況であったが、子どもたち一人ひとりの様子の子細に観察すると、安心して自分を出せている様子やワークショップが行われる日に合わせて同スクールに顔を出す子もいるなど、安定した場づくりができていた。さらに、子どもたち同士の関係性についても、会話が成立していなかった二人が一緒に活動できる、ファシリテーターからの問いかけに対し答えに詰まった子のアシストを他の子が行うなどの場面も見られるなど、年度も終盤になると子どもたち同士の関係構築や自分を見つめることができるように成長した様子が見えた。もちろん、それはワークショップだけの影響であるとは言い切れず、日常的な同スクールでの指導や個々の置かれた状況の変化によるところが大きい。ワークショップが「日常」とは別のコミュニケーションの場となり、普段には見られない光景が出現するなど、ある種の「きっかけ」をつくったといえよう<sup>13</sup>。

#### 4.2.2. 認知症カフェにおける芸術ワークショップ

この取り組みは、福岡市東区多々良公民館で行われる認知症カフェで体験型の文化芸術活動

---

<sup>13</sup> 詳細については、九州産業大学地域共創学部地域づくり学科古賀弥生研究室（2021）「令和2年度なみきスクエア 社会包摂型事業の実践と成果検証に関する報告書 / フリースクールにおける演劇ワークショップ / 認知症カフェにおける芸術文化体験活動」参照。

を展開するものである。2019年度の活動開始に先立ち、なみきスクエアを所管する福岡市東区生涯学習推進課が東区社会福祉協議会に相談したことで、福岡市東区多々良近隣の医療・介護事業所が有志で立ち上げた任意団体「ひがしかぜの会」が多々良公民館等の協力を得て運営する認知症カフェ「しろうおカフェおれんじ」の紹介を受けた。同会に「認知症に働きかける芸術ワークショップ」の企画提案を行い、実施に関する了承を得たことで、多々良公民館で毎月第4土曜日の午後に開催される「しろうおカフェおれんじ」での芸術ワークショップが実現した。内容は音楽、演劇、ダンスなどの参加体験型の取り組みである。カフェ自体は、認知症当事者や家族がお茶を飲みながら語り合ったり、「ひがしかぜの会」メンバーである介護や高齢者福祉の専門家に相談したりできる場で1回2時間程度開催されているが、文化芸術ワークショップはそのうち1時間程度となっている。毎月第4土曜日に開催されているなかで、年間2回ないし3回を文化芸術体験の機会に割いている。

2020年度以降はコロナ禍の影響が大きく、参加者数が1回あたり30名程度から数名程度に減少している。特に認知症当事者の方はマスクをつけて外出することは難しいため、当事者の参加は少ない状況である。それでも、参加者からは「外出する機会がないなか、このような場があって本当によかった」という言葉が寄せられ、「ひがしかぜの会」スタッフからは「癒された」という感想が聞かれた。ある意味、認知症当事者を支える人々をケアすることにつながっており、芸術文化の重要な役割を果たすことができているといえよう<sup>14</sup>。

上述の二つの活動例は、いずれも市立施設の指定管理者の提案事業であり資金は指定管理料の中から捻出されている。活動開始当初は市職員が実践の場との接点をつくり、その後の企画運営と成果検証等をNPO団体、大学関係者が担っていることから、福岡市文化芸術振興計画の「基本目標2」で述べられている、多様な主体との「連携」によって展開されているともいえるものではあるが、福岡市が独自に財源を担保しているわけではなく、行政担当者の人事異動により事業に関する考え方が変化するなど、継続性の危うさがある。

福岡市内で実施されている社会包摂的文化芸術活動は、ほかに「福岡県立ももち文化センター（ももちパレス）」（以下、ももちパレス）でも例がある（福岡市外、福岡県内の取り組みも含む）。ももちパレスは「ももちパレスネットワーク」が2020年度から指定管理者となって運営しており、その一角にNPO法人アートマネジメントセンター福岡（以下、AMCF）が加わっている。AMCFは舞台芸術の可能性を広げる事業を展開していることから、ももちパレスにおける「社会包摂事業」として、「福岡県内小学校特別支援学級での演劇ワークショップ」

---

<sup>14</sup> 詳細は注釈13の報告書参照。

(2017年度～), スペシャルオリンピックス日本・福岡の協力により「表現の面白さを体感するワークショップ(中学生以上を対象とした演劇ワークショップ)」(2018年度～), 4.1. で触れたマニシア氏らの活動も含む多様な人々が作品を披露するコミュニティダンス公演「PEOPLE ART PERFORMANCE (PAP)」(2018年度～)などを行っている。ももちパレスにおける社会包摂事業も財源は指定管理者が行政から受け取る指定管理料の範囲内から捻出されており, 事業予算が確保されていないなか, 民間事業者の矜持によって支えられているのが現状であり, 課題といえる。ここでも施設運営担当者が交代すれば事業が継続されるものか, 保障はない<sup>15</sup>。

## 5. おわりに—実践活動と政策との架橋を考え—

ここまで, 国と福岡市における社会包摂と文化芸術活動に関わる法制度や施策, そして福岡市における社会包摂型文化芸術事業の実践事例とそれを支える枠組みについて概観してきた。

2.2. で整理した通り国のレベルでは, 福祉政策領域で障害者の文化芸術活動の推進が国の強力な施策によって展開されており, さらに国から地方(「九州」などのブロック, そして都道府県)への普及も図られている。これに対して, 文化政策領域では, 国は地方自治体に対して努力目標を示し, 特定のテーマを掲げて事業をNPOを含む民間事業者等へ委託している。文化政策の領域では, 全国一律のやり方ではなく地域ごとの取り組みを促す手法が一般的であり, このことは文化の多様性を担保するうえで一定の意義がある。ただし, この手法では各自治体や民間事業者を含め地域の知恵に任せることになり, 結果的に地域間格差が生じることにもなりやすい。特に各自治体が地域内で活動するNPO等民間事業者とも連携しながらどこまで取り組めるか, 力量が問われることになる。

こうした地域間の不平等を解消するためには, 国の補助事業, 委託事業等を通じて必要な人材を育成し, それらの人材が特定の地域ではなく各地で活動できるような基盤整備が必要である。

そして, 各地での取り組みはどうあるべきか。本稿では最後に, 文化芸術の力を活用した社会包摂や共生社会の実現に向けて, 福岡市に関する課題を整理し, その解決のために実践活動と政策との架橋のあり方を検討する。

### 5.1. 福岡市の例に見る課題:「民間依存」と福祉から文化芸術への「無関心」

上述のように自治体の力量が問われる中, 自治体の一例として福岡市の状況を見ると, 文化政策領域では, 財団の事業を除けば民間の活動に大きく依存しており, 民間事業者が財源確保も含

<sup>15</sup> 福岡県立ももち文化センターの社会包摂事業については同センター HP (<https://www.momochi-palace.net/social/>)を参照したほか, 2022年2月4日に行ったAMCF理事長の糸山裕子氏への電話インタビューを参考にした。

め自主的に取り組んでいるのが現状であった。この状況には当然のことながら功罪両面があると考えられる。民間事業者の発想力と柔軟な活動展開、志を同じくする多くの人々の参画等にメリットがある一方で、毎年綱渡りのような財源確保は関わる人材の疲弊にもつながりかねない。

また3. で整理した通り、福祉政策領域の保健福祉総合計画には社会包摂と文化芸術に関わる方針や具体的な取り組みは盛り込まれず、福祉分野からの文化芸術への関心の低さが窺われる状況である。医療・福祉の分野で文化芸術の実践活動がさまざまに展開されているなか、保健福祉総合計画における文化芸術の位置づけはあまりにも弱い。福祉や医療の関係者から見える文化芸術の領域はいまだ余裕があるときに行われる「余暇活動」であって、それどころではない、といったところだろうか。

## 5.2. 課題の解決に向けて：側面支援、コーディネート機能と「端的な」エビデンス

では、このような状況を好転させるにはどうすればよいか。3点を指摘したい。

まず1点目に、民間活動の側面支援が行政の重要な役割であることの再認識が必要である。行政の政策課題に働きかける事業展開を文化施設の指定管理者に期待するならば、必要な事業費は指定管理料とは別途計上されるべきであろう。こうした点で、現状の福岡市における文化行政は十分であるとはいえない。民間事業者が疲弊しないよう財源の確保はもちろんのこと、現場を担うアーティストやコーディネーターなどの人材育成や活動の場の提供など、すぐには成果が見えづらい部分への支援も必要である。

2点目に、行政はコーディネート機能を充実させる必要がある。ユニークな活動が発生した場合、その活動に関心を持ち関わりたいと考える人もいる。だが現状は、活動を始めた人がその活動を幅広く発信し、関わりたい人を集めてサポーターとする仕組みが欠けている。さまざまな活動と関わりたい人をマッチングするような機能が必要である。また、社会包摂型文化芸術活動は、行政の領域としては文化政策と保健福祉政策の両面に関わるものであり、この領域をつなぐ機能が求められる。これらのコーディネート機能は、社会包摂の領域にとどまらず、従来からアートマネジメントの課題として話題に上ってきた。福岡市においては、財団の役割として、長年の懸案に取り組む一歩を踏み出す必要があると考える。

3点目に、文化芸術の持つ力を社会包摂、共生社会の構築に活用することへの理解や普及にも努力が必要である。特に福祉行政の担当部署、福祉施設・団体等の運営者に文化芸術に関わる活動が、単純な「余暇活動」に留まるものではないことを知らせる努力を、文化政策領域から行っていくべきである。福岡市の保健福祉総合計画ではエビデンスに基づいた施策の立案・運営が強調されている<sup>16</sup>。エビデンスとは、施策の効果があることを示す科学的根拠や検証結

<sup>16</sup> 福岡市保健福祉総合計画 総論 p59 参照。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/83456/1/3souron.pdf?20210909131127>



果で、その信頼性を示すエビデンスピラミッドが医学領域から提唱されている。福岡市保健福祉総合計画では「権威の意見や理論・動物実験」「事例報告」「調査データの分析」「ランダム化比較実験」「系統的レビュー」の順で信頼性が高まるとしており、財政難などの状況下、より効果的な施策を行うためにエビデンスの収集が重要であることが述べられている。文化芸術と福祉に関わる活動、特に社会包摂等に関係する領域についても、さまざまなエビデンスを示す取り組みは行われているが、現状は「事例報告」「調査データの分析」に留まる状況であり、今後のこの分野の進展が望まれる。行政実務の担当者立場になれば、こうした領域は大学等研究機関の役割であると思えるだろうが、長文の報告書や論文、学会発表等、研究者にとっての業績は必ずしも行政担当者にとって施策の参考とするために使えるものではない。研究領域と実務の架橋となる、わかりやすく象徴的なエビデンスの析出とその明示方法の創出に、行政と研究機関が共に取り組むことも必要である。

### 5.3. 市民生活の質を高める「福岡スタイル」の確立を

福岡市文化芸術振興計画に位置付けられた五つの重点施策の一つに以下のようなものがある。「アジアとの交流、歴史文化資源の磨き上げ、クリエイティブ関連分野との融合等により創出した価値や魅力を『福岡スタイル』として発信し、都市ブランドの形成に取り組んでいく」。ここで「福岡スタイル」と呼ばれているものの実態は明らかではないが、文化産業への展開のみならず市民生活の豊かさ、生活の質の向上を含めた「価値や魅力」を表すものとするために、文化芸術の持つ力を社会包摂、共生社会の構築も含めたまちづくりとして取り組むことを期待したい。

しかしながら、社会包摂型芸術文化活動の展開を全国に発信できる福岡市らしい「価値や魅力」としての「福岡スタイル」とするためには、実践現場から行政への働きかけも必要である。コーディネート機能の必要性など、数十年前から指摘され続けながらいまだ実現しておらず、民間からの政策提言力を身に付けることが重要である。福祉領域等、文化政策領域以外の行政分野への働きかけも、NPO等が行政の領域をまたぐ具体的な事業を提案することで変化をもたらしていく必要があり、説得力のある提案のためにエビデンスを示す努力は民間事業者にも求められる。

本稿では、実践活動の現場から見た行政による政策の領域による取り組みの違い、国レベルと自治体レベルの温度差などをもとに論を進めてきたが、狭い領域から広範な世界を見渡した感があり、取りこぼした点も多い。文化政策と福祉政策以外の政策領域との比較研究や、予算配分の比重も含めた検討、福岡市以外の自治体における社会包摂型芸術文化活動に関わる政策や活動の状況とそれらの比較などは、今後の課題としたい。

## 謝 辞

本稿は九州産業大学KSU基盤研究費の成果の一部である。記して感謝申し上げたい。

## 参考文献

- 福原宏幸編著 (2008)『社会的排除/包摂と社会政策』(第2版)法律文化社
- 古賀弥生 (2021)『パーキンソン病患者のダンス活動に関するエピソード記述による分析』アートミーツケア学会オンラインジャーナル第12号  
[Y.Koga\\_vol12\\_23~32.ai \(artmeetscare.org\)](https://artmeetscare.org/Y.Koga_vol12_23~32.ai)
- 古賀弥生 (2019)『「自信とうぬぼれとドパミン」をダンスで：パーキンソン病患者を対象としたダンス活動 (PDダンス)に関する実践報告』アートミーツケア学会オンラインジャーナル第10号  
[Y.Koga\\_91\\_100\\_vol10.ai \(artmeetscare.org\)](https://artmeetscare.org/Y.Koga_91_100_vol10.ai)
- 九州産業大学地域共創学部地域づくり学科古賀弥生研究室 (2021)「令和2年度なみきスクエア 社会包摂型事業の実践と成果検証に関する報告書/フリースクールにおける演劇ワークショップ/認知症カフェにおける芸術文化体験活動」(以下、いずれも2022年2月16日確認)
- 西智弘編著 (2020)『社会的処方 孤立という病を地域のつながりで治す方法』学芸出版社
- 榊原賢二郎 (2016)『社会的包摂と身体』生活書院
- 文化庁/文化芸術基本法 (2017年改訂)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/kihon/geijutsu\\_shinko/kihonho\\_kaisei.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho_kaisei.html)
- 文化庁/文化芸術推進基本計画 (第1期) (2018年3月閣議決定)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/hoshin/pdf/r1389480\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/pdf/r1389480_01.pdf)
- 文化庁/文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる— (第4次基本方針) (2015年5月閣議決定)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/hoshin/kihon\\_hoshin\\_4ji/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/kihon_hoshin_4ji/index.html)
- 文化庁/文化観光/文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律 (2020年)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/bunkakanko/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/index.html)
- 文化庁/文化経済戦略 (2017年)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/bunka\\_keizai/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunka_keizai/index.html)
- 文化庁/劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 (2012年)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/geijutsu\\_bunka/gekijo\\_ongakudo/pdf/h24\\_gekijo\\_ongakudo\\_jobun.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/geijutsu_bunka/gekijo_ongakudo/pdf/h24_gekijo_ongakudo_jobun.pdf)
- 文化庁/劇場、音楽堂等の活性化のための取組に関する基本的な指針 (2013年)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/geijutsu\\_bunka/gekijo\\_ongakudo/pdf/shishin.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/geijutsu_bunka/gekijo_ongakudo/pdf/shishin.pdf)
- 文化庁/障害者等による文化芸術活動推進事業  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shogaisha\\_bunkageijutsu/kyosei/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shogaisha_bunkageijutsu/kyosei/index.html)
- 福岡県立ももち文化センター・ももちパレス/ファシリテーター講座  
<https://www.momochi-palace.net/event/131/>
- 福岡県立ももち文化センター・ももちパレス/社会包摂事業  
<https://www.momochi-palace.net/social/>
- 福岡市文化芸術振興計画 (2019年6月)  
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/68964/1/keikakuhonpen.pdf?20190822174427>
- 福岡市保健福祉総合計画 第2編 「総論」(2021年8月)  
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/83456/1/3souron.pdf?20210909131127>
- 福岡市保健福祉総合計画 第3編 「各論」 「第4部 障がい者分野」(2021年8月)  
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/83456/1/7syougai.pdf?20210909131127>

一般社団法人パラカダンス

<https://www.facebook.com/paracadance/>

公益財団法人福岡市文化芸術振興財団/令和3年度事業計画

<http://www.ffac.or.jp/about/pdf/r3/jigyuu.pdf>

厚生労働省/障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び基本的な計画

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/bunka/houritsukeikaku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/bunka/houritsukeikaku.html)

厚生労働省/令和3年度 障害保健福祉部予算案の概要

[gaiyo-11.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

大阪大学人間科学研究科共生学系HP

<http://kyosei.hus.osaka-u.ac.jp/>